

公 信 案

外 務 省

復六日ノ豫定ヲ以テ愛知、大津、兵庫、一府
 ニ懸ク出張セントスト致シ度
 右仰高裁

懸 案

人事課長

次 官

會社課長

税金課長

秘書課長

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">發信用 執務用</td></tr> <tr><td>主 信</td><td></td></tr> <tr><td>附 甲</td><td></td></tr> <tr><td>乙</td><td></td></tr> <tr><td>丙</td><td></td></tr> <tr><td>丁</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td>M.2.2.0.1</td></tr> </table>	發信用 執務用		主 信		附 甲		乙		丙		丁		備考	M.2.2.0.1	<p style="text-align: center;">受 信 人 名</p> <p style="text-align: center;">了裁安未</p>	<p style="text-align: center;">件 名</p> <p style="text-align: center;">投根取締役事南西出張ノ件</p>
發信用 執務用																
主 信																
附 甲																
乙																
丙																
丁																
備考	M.2.2.0.1															
<p style="text-align: center;">公 信 案</p> <p style="text-align: center;">赴任スルノ付有之先立ノ別紙日程ニ依リ行</p>	<p style="text-align: center;">受 信 人 名</p>	<p style="text-align: center;">記 録 件 名</p>														

主 任 第 二 課 長
 吉澤
 米 二 機 通 密 第 號 昭 和 年 月 日 附 附 屬
 昭 和 年 月 日 起 草
 淨 書
 正 校 (原 稿) (淨 書)
 局長
 1937
 06
 06

公
信
案

外
務
省

七月(火) 東京(火)
七月(火) 東京(火)

公
信
案

外
務
省

九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)
九月二日(木) 東京(木) 東京(木)

M-0338

大臣

次官

東亞局長

歐亞局長

亞米利加局長

通商局長

條約局長

情報部長

文化事業部長

調査部長

會計課長

昭和十年十月三日起 草
同 年 月 九日附發令

主管 人事課長

667

外務省

件名 省員及在外公館員本
邦省去取

外務書記官加藤三郎
臺灣へ出張命令

分類 429.01-2

次官

人事課長

會計課長

本署に外子加藤三郎
氏に在り 本件出
張命令係之に止
ミテト取及
百下

昭和十年十月四日

東亞局長

調査部長

高裁案

來ル十月十九日ヨリ臺北ニ於テ熱帶産業調査會開會セラレ同會議ノ
本省側委員タル桑島東亞局長出席ノ筈ナリシモ省務ノ都合上出張致
兼又此次第ナル處右會議ハ實ハ南支南洋ノ經濟的發展ヲ目的トスル
モノニ有之相當重要性ヲ有スルモノナルニ鑑ミ同會議ノ幹事タル加

公 信 案

外 務 省

M-0338

情報部長

紙用稿原 送發日 九月十年十和昭
枚 號 二四一 第送報八

官報報告主任

官報掲載案 (十月) 官報掲載

臺灣へ出張ヲ命ス (九月) 外務省

外務書記官 加藤 三郎

(美濃半紙野紙)

外務省

8.7

公 信 案

右仰高裁

ルコトト致度

藤 (三郎) 書記官ヲ派遣スルコトト致度
尙右出張序ヲ以テ臺灣ト最モ密接ナル關係ニアル對岸ノ廈門、福州
ヲ視察セシメ福州ヨリノ歸路ハ臺灣ノ補助航路タル基隆、大連線
(上海、青島寄港) ニテ大連立寄約一ヶ月ノ豫定ヲ以テ出張セシム
弟以テ此以來臺灣トノ關係一層密接トナシ

外務省

公 信 案

外 務 省

各方面ト、接觸ニ付、同總領事ヲ補佐セシムル
 隨行セラルルニ付、隨行六日、予定リ以テ、各
 大阪兵庫、一府二縣、出張ヲ命セシメ、
 右仰高裁

發信用執務用		人事課長		會計課長		米二普機通第		主 任 第 二 課 長		昭 和 十 二 年 八 月 三 十 日 起 草	
主 信		懸 案		米 二 普 機 通 第		號		昭 和 年 月 日 附 附 屬		正 校 (原 稿) (淨 書)	
附 甲		人事課長		高 裁 案		名 件 錄 記		名 人 信 發		一 亞 米 利 加 局 第 二 課	
附 乙		會計課長		原 口 屬 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件	
附 丙		米 二 普 機 通 第		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件	
附 丁		懸 案		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件	
備 考		懸 案		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件		今 般 坂 根 總 領 事 隨 行 二 回 之 件	

公文信案

外務省

決裁後再回
 乙フ人事課
 文書課長

M-0338

以下沖繩縣へ出張を命ぜらる度
右仰高裁

公 信 案

外 務 省

發信用執務用		懸案		會計課長		人事課長		次官	
主信		甲		收金出		和		和	
附		乙		案		和		和	
屬		丙		分類 M 2.2.0.1		和		和	
備考		丁				和		和	
公文案		受 信 人 名		受 信 人 名		米二機普通第		主 管 亞米利加局長	
副領事ヲ赴任ニ先立テ往復十留ノ予定ヲ		野替副領事沖繩縣出張ニ関スル件		高裁案		號 昭 和 年 月 日 附 附 屬		任 第 二 課 長	
今般在聖市總領事館勤務ヲ被命スル野替		名 件 錄 記		亞米利加局才二課		淨書		正校 (原稿) (淨書)	
外 務 省		外 務 省		昭 和 三 年 三 月 八 日 起草		和		和	

文書課長



照
合
票

記
録
件
名

第 1 號
昭和 54 年 7 月 15 日
發信者

受信者

(件 名) 三浦幸哲氏より谷垣千太郎氏へ
一

原書ハ左記ニ在リ

記

丁 門 / 類 項 目 52 號

(分類 172201-2)

次官 檢印
 東亞局長
 歐亞局長
 亞米利加局長
 通商局長
 條約局長
 情報部長
 文化事業部長
 調査部長
 會計課長 檢印

昭和十五年二月二日起 草
 同 月 日 月 日 附發令
 主管 人事課長
辭令案
 副領事 飯田正英
 大阪府及福井縣並中華民國へ出張ヲ命ス

外務省

文書課長

注意 決裁手續ナシトキハ直ニ第三通
 ナ派ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

決裁後寫一通
 會計課支出係

高裁案
 昭和十五年十月十七日起案
 昭和十五年十月十二日決裁

主管 條約局長 檢印
 條約局長第二課長 檢印

大臣 次官 東亞局長
 東亞局長 第三課長
 人事課長
 會計課長

件名 高橋事務官北支蒙疆及滿洲國出張ニ關スル件
 今般勅令案ノ成立ト共ニ初メテ北支ニ設置セララルコトトナリタル
 檢事領事ニ關シ現地側ト種々右設置ニ伴フ具體的打合せノ爲高橋事

(日本標準規格 B5)

M-0338

決裁後寫一通
會計課長以係

M. 2. 2. 0. 1

件名 朝海事務官支那出張ニ關スル件	主管 海約局長	主任 第二課長	高 裁 案	昭和十五年十月二十一日起案 昭和十五年十月 日決裁
	大臣 次官	人事課長 會計課長	決裁後寫一通 書留 收入支出	

同事務官ハ今般内閣情報局ニ轉出シ對外宣傳、外國輿論啓發關係事務ヲ主管方内定シ居ルモノナル處今次事變發生以來未ダ南京上

(日本標準規格 B5)

文書課長

注意 決裁手續終了後直ニ寫三通
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタレ

務官ヲ十月十五日ヨリ約三週間半ノ豫定ヲ以テ同地ニ出張セシメ旁々同方面殊ニ蒙疆ニ於ケル領事裁判ノ現状及治外法權撤廢後ニ於ケル滿洲國ノ現状ヲ視察セシムルコトト致度
右仰高裁

(日本標準規格 B5)

外務省

M-0338



南京

寫

M 2, 2, 0, 7

件名 福島屬南京時派事務出張外三館へ出張方ニ 関スル件 南京時派大使事務出張委員各廳ヨリ考案シ夫 々事務ヲ担任シ居ルヲ以テ此等ニ要スル事務的左方ニ	主任 高 裁 案 昭和 〃 年 〃 月 〃 日 起案 昭和 〃 年 〃 月 〃 日 決裁	主 官 會 議 長 事務官 次 官 人 員 課 長 檢 査 掛 収 入 掛 外 務 省
--	--	--

(日本標準規格 B5)

文書課長

注意 決裁手續トキハ直ニ寫テ
添へテ送附セラルルニ
シテ

海方面ノ實狀ヲ視察セルコトナキ次第ナルニ付テハ十月二十日ヨ リ往復八日間ノ豫定ヲ以テ南京上海ニ出張セシメ同方面ノ現狀ヲ 視察セシメ且ハ支那ニ於ケル宣傳啓發工作ニ關スル現地意見ヲモ 聴取セシムルコトト致度 右仰高裁
--

(日本標準規格 B5)

大臣
次官
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
暹南局長
條約局長
情報部長
文書部長
會計課長

412.2.0.1

昭和十五年十二月十一日起 草
同 年 月 日 附發令

主管 人事課長

李

上 奏 案

2033

上 奏 案
同 年 月 日 附發令

外務省

外 務 省

特命全權大使 野村吉三郎
滿洲國及中華民國出張被仰付
右謹テ奏ス

付テモ各廳支弁ヲ妥當トスルモノアリ然レテハ統制
上不便アル趣ヲ以テ變ノケテ外務初員担トセシメ度旨
ノ要請ニ基キ本署事務ヲ開設以來其要求ニ應
ジ月額一萬五千円ノ割ニテ渡切費ヨリ支生シ居ル也
日支交渉ノ大綱ニ一段落ヲ告ケタル今後ニ於テモ尚恒
久的ニ如斯多額ヲ要スルモノトハ思考シ難ク且又物
價騰貴其他ノ關係上上海南京兩總領事館蘇州
領事館ニ對シテハ渡切費増額ノ要アルヲ以テ此等ノ
実績調査ノ為徒復約三週間ノ豫定ヲ以テ外務局
福島昇ノ該地ニ出張セシメ度ニ付以承認相成
度此段
仰 高 裁

外 務 省

(日本標準規格B5)

昭和十五年十二月 七日起案
昭和十五年十二月 日決裁

亞米利加局第一課長

高 裁 案

野村駐米大使赴任前滿洲及北中支へ出張方ノ件
野村駐米大使ヲ其ノ赴任前現地ニ接セシムル爲來ル十二月二十六日
東京出發與村書記官及亞米利加局第一課勤務芳川囑託帶同約二週間
ノ豫定ヲ以テ新京、北京、南京及上海ニ出張セシムルコトト致度
右仰高裁

外務省

(日本標準規格B5)

(十五十三十七 米一)

野村駐米大使滿支出張ニ關スル高裁案中變更ノ件
裁ニ決裁ヲ經タル當課起案野村駐米大使赴任前滿洲及北中支へ出張
方ノ件ニ關スル高裁案中東京出發期日ヲ十二月二十三日ニ繰上ケタ
ルニ付右様御諒承相成度
昭和十五年十二月十七日

平 澤 亞米利加局第一課長心得



門 脇 人事課長 殿

武 内 會計課長 殿

外務省

(日本標準規格B5)

外務省

(16)	一月七日(水)	午後三時二十五分	東京着
------	---------	----------	-----

(日本標準規格B5)

外務省

(7)	十二月二十九日(日)	午後六時四十五分	新京發(汽車)
(8)	同 三十日(月)	午後四時三十五分	北京着(泊)
(9)	同 三十一日(火)		北京滞在(泊)
(10)	一月一日(水)	午前	北京發(飛行機)
同			南京着(泊)
(11)	同 二日(木)		南京滞在(泊)
(12)	同 三日(金)	午前	南京發(飛行機)
同			上海着(泊)
(13)	同 四日(土)	午前八時三十分	上海滞在(泊)
(14)	同 五日(日)		同上(泊)
(15)	同 六日(月)	午後一時二時頃	上海發(汽船)
同			長崎着
同			長崎發(汽車)
同			門司着
同			午後七時四十分
同			午後八時三十分

(日本標準規格B5)

M-0338



大臣
次官
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
道南局長
條約局長
情報部長
調査部長
會計課長

次官
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
道南局長
條約局長
情報部長
文化事業部長
調査部長
會計課長

M 2. 2. 0. 1

12

昭 和 十 五 年 十 二 月 三 十 一 日 起 草	同 年 々 月 々 日 附 發 令	主 管 人 事 課 長	辭 令 案	大 使 館 二 等 書 記 官 真 村 勝 藏 外 務 省 囑 託 芳 川 俊 憲	滿 洲 國 及 中 華 民 國 へ 出 張 の 命 令
--	---	----------------------------	-------------	---	--

外務省
2041

昭 和 十 五 年 十 二 月 三 十 一 日 起 草	同 年 々 月 々 日 附 發 令	主 管 人 事 課 長	辭 令 案	外 務 省 囑 託 若 杉 要	中 華 民 國 へ 出 張 の 命 令
--	---	----------------------------	-------------	--------------------------------------	--

外務省
2040

M-0338

文書課長

注意 決裁手續タリトキハ直ニ第三通
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

高 裁 案

昭和一五年一月九日起案
昭和一五年一月二〇日決裁

主任

主任

東亞局長

主任

東亞局第一課長
東亞局第二課長

大臣

次官

文書課長
會計課長

件名 若杉囑託ノ南京出張ニ關スル件

外務省囑託若杉要ヲ本多特命全權大使顧問トシテ十二月二十三日東京發明年一月十五日頃東京歸着ノ豫定ヲ以テ中華民國南京ニ出張セ

外務省

(日本標準規格B5)

シムルコトト致慶
右仰高裁

外務省

(日本標準規格B5)

M-0338

次官
 東亞局長
 歐亞局長
 亞米利加局長
 通商局長
 條約局長
 情報部長
 文化事業部長
 調査部長
 會計課長

昭和十五年十二月三十一日起 草
 同 年々 月々 日附發令

主管 人事課長

辭令案

外務屬 西 由 五 郎

中華民國へ出張ヲ命ス

2039

外務省

M-0338

文書課長

注意 決議を経たトキハ直ニ寫三通
ヲ添ヘ文書課ヘ送付セラレタシ

高 裁 案

昭和一五年二月一九日起案
昭和一五年二月二〇日決裁

主 任 東亞局長 主任 東亞局長第一課長
東亞局長第二課長

大臣 次官

件名 西屬ヲ本多大使秘書事務補助ノ爲南京ニ出張 セシムル件	外務屬西由五郎ヲ本多駐支大使秘書事務補助ノ爲十二月二十三日東 京發往復三、四週間ノ豫定ヲ以テ南京ニ出張セシムルコトト致慶
-------------------------------------	---

(日本標準規格 B5)

M-0338

次官了
 東亞局長
 歐亞局長
 亞米利加局長
 通商局長
 條約局長
 情報部長
 文化事業部長
 調査部長
 會計課長

M 2.2.0.1

昭和十五年十二月十四日起 草 同 年 月 日 附 發 令 主管 人事課長 <i>吉田</i> 辭 令 案 外務省囑託 吉田 福太郎 兵庫縣へ出張ヲ命ス 2056 外務省									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

右仰高敷 外務省									
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(日本標準規格 B5)

大出	主計 東亞局長	主計 東亞局長	主計 東亞局長
高 謙 榮	部 長 一 正 平 一 二 八 一 〇 日 出 發	部 長 一 正 平 一 二 八 一 〇 日 出 發	部 長 一 正 平 一 二 八 一 〇 日 出 發
非 書	部 長 一 正 平 一 二 八 一 〇 日 出 發	部 長 一 正 平 一 二 八 一 〇 日 出 發	部 長 一 正 平 一 二 八 一 〇 日 出 發

M-0338

次官

東亞局長

歐亞局長

亞米利加局長

通商局長

條約局長

情報部長

文化事業部長

調査部長

會計課長

昭和十五年十二月二十三日
M 2, 2, 0, 1

昭和十五年十二月二十三日
同 年 月 日附發令

主管 人事課長

手

辭令案

外務屬 吉川一雄

兵庫縣へ出張ヲ命ス

外務省

2005

昭和十五年十二月二十三日
昭和十五年十二月二十四日決裁

會計課用度掛

高 裁 案

吉川屬神戸出張ニ關スル件

十二月二十五日神戸入港商船「ラブラター」丸ニテ佛領印度支那特派
使節團隨員歸朝ニ際シ曩ニ歸朝ノ代表一行及同隨員ノ携行荷物左記
ノ通り六拾五個到着ノ處年末ニテ貨物輻轉ノ折カラ相當手戻
バザレバ甚シク遅延ノ恐レアリ同隨員市川屬ヨリノ依頼モアリ當
掛吉川屬ヲ二十四日ヨリ三日間神戸へ出張セシメ右荷物ノ運關及


外務省

(日本標準規格 B5)

M-0338

次官 総務課長
 東亞局長
 歐亞局長
 亞米利加局長
 通商局長
 條約局長
 情報部長
 文書課長
 調査部長
 會計課長

昭和十五年十二月二十六日起 草
 同 年 々 月 々 日 附 發 令

主管 人事課長 

辭 令 案

外務事務官 三浦文夫

大阪府へ出張ヲ命ス

M 2, 2, 0, 1

外務省

各人宛送達ノ世話ヲ爲サシメルコトト致度
 奉仰高裁 記

一 公用	靴	二個
一 佛文タイプライター	入木箱	一個
一 松宮大使旅具	入木箱紙包	八個
一 空路歸朝者九名分旅具	木箱「トランク」「スーツケース」	二十九個
一 「ラブラタ」丸岡四名分	間	二十五個
計		六十五個

外務省

(日本標準規格B5)

M-0338

次官 土
 東亞局長
 歐亞局長
 亞米利加局長
 通商局長
 條約局長
 情報部長
 文化事業部長
 調査部長
 會計課長

M 2. 1. 0. 2

昭和十五年十二月廿七日起 草	同 年 月 日 附發令	主管 人事課長	辭令案	副領事 遠藤秀造 (白頭)	歸朝ヲ命ス
----------------	-------------	---------	-----	---------------	-------

外務省

遠藤秀造

2122



昭和十五年十二月廿三日起 案
 昭 和 年 月 日 決 裁

高 裁 案

三浦亞米利加局第二課長代理ノ大阪出張ニ關スル件
 伯國「サンパウロ」日本領事館ニ關聯シ在大阪伯國領事會社當事
 者ト懇談ノタメ本月二十五日ヨリ二十七日迄當局第二課長代理五浦
 事務官ヲ大阪ニ出張セシムルニ付ト致度
 右仰高裁

亞米利加局第二課長

外務省

(日本標準規格B5)

M-0338

大臣別
次官別
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
通商局長
條約局長
情報部長
文化事業部長
調査部長
會計課長

M 2,2,0,1

昭和十五年十二月十八日起 草	同 年 月 日 附發令	主管 人事課長	辭令案	外務省東亞局長 山本熊一	外交官補 高木義三郎	外務屬 淺山龍男	中華民國へ出張ヲ命ス
----------------	-------------	---------	-----	--------------	------------	----------	------------

外務省

213

次官別
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
通商局長
條約局長
情報部長
文化事業部長
調査部長
會計課長

M 2,2,0,1

昭和十五年十二月十七日起 草	同 年 月 日 附發令	主管 人事課長	辭令案	外務事務官 張 澈 壽	滿洲國へ出張ヲ命ス
----------------	-------------	---------	-----	-------------	-----------

外務省

2078

M-0338

大臣
次官 檢印 濟
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
通商局長 檢印 濟
條約局長
情報部長
文化事業部長
調査部長
會計課長 檢印 濟

M 2, 20, 1

昭和十六年一月十一日起 草	同 十五年十二月十八日附發令	主管 人事課長 檢印 濟	辭令案	外務事務官 張	滿洲國へ出張ヲ命ズ
				敬	
				壽	

外務省

大臣
次官 檢印 濟
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長 檢印 濟
通商局長
條約局長
情報部長
文化事業部長
調査部長
會計課長 檢印 濟

M 2, 20, 1

昭和十五年十二月十八日起 草	同 〃年〃月〃日附發令	主管 人事課長	辭令案	外務事務官 安藤吉光	外務省亞米利加局長寺崎太郎
				同 宇井儀一	
				外務屬 佐東武雄	

外務省

2139

M-0338

坂本公使歐西出張日誌

一月五日 東京發 午後一〇時三十分（島利行）
 六日 山田着 前九時九分着伊勢参宮
 〃 山田發 午後二時二十分
 〃 名古屋着 午後五時二十八分發光事テル
 七日 名古屋發 乗者ト懸談
 八日 名古屋發 前八時 大阪行
 〃 大阪着 前十一時四十八分（午後乘者ト懸談
 新大阪事テル
 九日 〃 乘者ト懸談
 十日 大阪發 乗者ト懸談
 〃 神戸着 乗者ト懸談
 〃 神戸發（中突進）午後六時二十分大阪發船ノ汽船別府行
 十一日 別府着 前一〇時五〇分

(日本標準規格B5)

外務省

十二日 別府發 午後二時二十三分
 〃 大分着 午後二時四十三分
 〃 大分發 午後三時二十四分
 〃 久留米着 午後八時三十五分
 十三日 久留米發 午後四時五十一分 午前中ブリッヂストン多
 イヤ株式會社工務課
 〃 博多着 午後五時五十七分
 十四日 博多發 午前十時二十三分
 折尾着 午前十一時十五分 臨時日本化産工業會
 社工場見学
 折尾發 午後七時一分
 下關着 午後八時五分
 下關發 午後八時三〇分（よじ）
 十五日 東京着 午後三時二十五分

(日本標準規格B5)

外務省

M-0338

文書課長

注意
決裁後概算トキハ直ニ寫サ
海一交書課ヘ廻付セラレタシ

高 裁 案

昭和十六年 一月十四日起案
昭和十六年 一月十八日決裁

主管 伊藤交渉事務室
主任 滝澤 書誌官

大臣 次官

海軍省
海軍生本事務

人事課長
文書課長
秘書課長
會計課長
印章
收金票

決裁後寫
會計課長

M 2.2.0.1-2

記録

件名 石井 翻訳官一井属出張ノ件

日佛経済交渉佛側代表部員及専門家八名ヲシテ
来ル一月二十日二十一日ノ兩日日立鋤山及日立製作所ヲ參

外務省

(日本標準規格B5)

観セムベキ但右一行ニ随伴シ通訳及庶務ニ當ラ
シムル爲石井 翻訳官及一井属ヲ往復ニ日間ノ
予定ニテサテ城縣ニ出張セムルコトトシテ
右仰高裁

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(日本標準規格B5)

外務省

M-0338

次官 了

- 東亞局長
- 歐亞局長
- 亞米利加局長
- 南洋局長
- 通商局長
- 條約局長
- 調查部長
- 會計課長

分類 M.2.2.0.1

昭和十六年二月七日起 草	同 夕年夕月十二日附發令	主管 人事課長 (印)	辭令案	外務屬 下田健一郎	外務省
京都、奈良、三重及愛知ノ一府三縣へ 出張ヲ命ス					

317

次官 櫻野

- 東亞局長
- 歐亞局長
- 亞米利加局長
- 南洋局長
- 通商局長
- 條約局長
- 調查部長
- 會計課長

分類 M.2.2.0.1

昭和十六年二月十日起 草	同 夕年夕月十四日附發令	主管 人事課長 (印)	辭令案	外務事務 高野 藤吉 (次)	外務省
奈良、三重、滋賀及和歌山ノ四縣へ出張ヲ命ス					

305

M-0338

文書課長

注意 決裁手續及びトキハ直ニ寫三通
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

高 裁 案

昭和六年二月四日 起案
昭和六年 月 日 決裁

主管 田代參事官

主任

調査部第五課長

大臣 次官



件名 高野事務官 滋賀、和歌山 四縣出張に關する件 奈良、三重
緊急時局問題研究会第六班は本省より甲斐南洋局事務官を出張せしむる事に決裁済なる所、甲斐事務官は事務の都合上出張不能となり

外務省

(H本標準規格B5)

たるに就ては代つて歐亞局第一課高野藤吉事務官を來る二月五日より同十一日迄滋賀、和歌山、奈良、三重四縣に出張せしむる事に致度
右仰高裁

外務省

(H本標準規格B5)

M-0338



次官

東亞局長

歐亞局長

亞米利加局長

南洋局長

通商局長

條約局長

調査部長

會計課長

昭和十六年二月十二日起 草
同 年 月 十四日附發令

主管 人事課長



324

外務省

辭令案

外務事務官 須山達夫(條三)

中華民國へ出張ヲ命ス

M2.2.0.1

次官

東亞局長

歐亞局長

亞米利加局長

通商局長

條約局長

情報部長

文化事業部長

調査部長

會計課長

昭和十六年二月十二日起 草
同 年 月 日附發令

主管 人事課長



319

外務省

辭令案

外務理事官 盛田敬一

山口縣へ出張ヲ命ス

M2.2.0.1

文書課長

注意 決裁手續をトキハ直ニ寫テ
添へ文書課へ廻付セラレタシ

高 裁 案

昭和十六年二月八日起案
昭和十六年二月十二日決裁

主管

東亞局長 主任
東亞局第一課長
通商局第三課長

大臣

次官

人事課長

會計課長

件名 徳王來朝ニ關シ盛田理事官出張方ノ件

今般蒙古聯合自治政府主席徳王別紙日程ニ依リ來朝スルコトナ
リタルニ付之カ出迎ノ爲盛田理事官ヲ山口縣へ出張セシムルコト

外務省

(日本標準規格 B5)

ト致度

右仰高裁

外務省

(日本標準規格 B5)

M-0338



件名	高 裁 案
主管	通商局長
主任	通商第二課長
次官	大臣
昭和 一 年 一 月 日 起案	昭和 一 年 一 月 日 決裁
<p>件名 高井大使、白井領事同僚内地出張ニ關スル件</p> <p>今般高井大使丁離任後何付タル高井大使ヲシテ前任通商局長高井</p> <p>勲白井領事同僚伊勢参事高井本郷直藏實島ノ親戚關係及當座者ト</p>	

(日本標準規格 B5)

文書課長

注意 決裁ノ経過等ハ直ニ第三課
ヲ派ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

次官 総務課長
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
南洋局長
通商局長 別府
條約局長 別府
調査部長 別府
會計課長 別府

分類 12.2.0.1

昭和十六年二月十三日起 草	主 管 人事課長 (印)	辭 令 案	領事白 井 健 (印)	京都大阪兵庫三重及愛知ノ二府三縣へ出張ヲ命ス
同 年 々 月 十 日 附 發 令				

外務省

大臣
次官
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
南洋局長
通商局長
條約局長
調查部長
會計課長

昭和十六年二月十三日起 草
同 年 月 十五日附發令

主管 人事課長 **門脇**

辭令案

特命全權公使 **井上庚二郎**

滿洲國へ出張ヲ命ス

大使館一等書記官 **塚本 毅**

滿洲國及中華民國へ出張ヲ命ス

14.2 2.0 /

351

外務省

十九日	神戸	夜、組合歓迎會	
	大阪		
二十日(木)	大阪	午後、業者ト懇談	新大阪ホテル
二十一日(金)	大阪	午前中、原集觀覽	
	京都		都ホテル
二十二日(土)	京都		
	東京		
			一ツばら

外務省

(日本標準規格B5)

M-0338



文書課長

注意 決裁手續がトキハ直ニ寫テ
添へ文書課へ廻付セラレヌシ

高裁案	昭和十六年二月十四日決案
主筆	主任 東亞局長 主筆 東亞局長 主筆 東亞局長
大臣	次官
件名	井上公使並塚本書記官滿洲國並中華民國出張ニ 關スル件
記	今月末舉行ノ在滿領事館閉鎖式ニ參列セシムル爲井上公使及塚本書記官ヲ大臣代理トシテ夫々約二十日及約一ヶ月ノ豫定ヲ以テ左記日

外務省

(日本標準規格B5)

程ニ依リ滿洲國ニ出張セシメ度シ	尙塚本書記官ハ歸途天津、北京、石門、太原、濟南及青島ニモ出張セシメ度シ
右仰高裁	記
(井上公使)	東京發 二月十六日
	新京着 十八日
	虎林着 二十一日
	東安着 二十三日
	琿春着 二十七日
	新京着 三月二日
	東京着 七日

外務省

(日本標準規格B5)

M-0338

外務省

外務大臣官房人事課長

特命全權公使 井上 庚二 郎 殿

發 令 通 知

昭和十六年二月十五日

滿洲國へ出張ヲ命ス

外務省

外務大臣官房人事課長

大使館一等書記官 塚 本 毅 殿

發 令 通 知

昭和十六年二月十五日

滿洲國及中華民國へ出張ヲ命ス

次官

東亞局長

歐亞局長

亞米利加局長

通南局長

條約局長

情報部長

文化事業部長

調査部長

會計課長

分類 M 2, 2, 0, 1

昭和十九年二月十五日 草
同 年 月 日 附發令

主管 人事課長

印

辭令案

外務省囑託 齋藤祐藏

歐洲諸國へ出張ヲ命ス

外務省

330
印

外務省事務ヲ囑託ス

外務省囑託 守内正

歐洲諸國へ出張ヲ命ス

(二月十四日附)

守内正

印

(日本標準規格 B5)

外務省

M-0338

文書課長

注意 決裁手續は、直ニ當三通
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレヌシ

高 裁 案
昭和十六年二月八日 起案
昭和十六年二月十四日 決裁

主管 文書課長 主任 總務室

大臣 次官

件名 歐洲向二月分第一班定期「クーリエ」發令方ノ件

外務省屬託 齋藤 新 裁

守 内 正 一

(日本標準規格 B5)

外務省

右者歐洲向二月分第一班定期「クーリエ」(二月十五日東京出發
ノ豫定)トシテ派遣スルコトト政度ニ付右ノ内守内正一ニ對シテ
省事務ヲ囑託ノ上兩名ニ歐洲諸國へ出張ヲ命スルコトト政度
右仰高裁

(日本標準規格 B5)

外務省

M-0338

寫

件名	鐵道運賃率内地調整ニ關スル件
主管	通商局長
主任	通商局長 第三課長
木中	次官
高 裁 案	昭和六年 二月 廿二 日起案 昭和 年 月 日 決裁
今般「カルカッタ」支那ヲ命セラレタル鐵道運賃率ヲシテ是後前 本邦産物賣場ノ現狀ヲ鑑察セシメ尙々裁奪ト懸念セシメ度ニ付	

(日本標準規格 B5)

文書課長

注意 決裁ヲ經テトキハ直ニ第三課
ヲ派ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

次官 特別印
東車局長
隊車局長
亞米利加局長
南洋局長
通商局長 特別印
條約局長
調査部長
會計課長 特別印

M2. 2. 0. /

昭和十六年二月十五日起 草 同 年 月 十七日 附發令	主管 人事課長 (印)	辭令案	副領事 田四郎 京都、大阪、兵庫及愛知ノ二府二縣へ出張 ヲ命ス
--------------------------------	-------------	-----	---------------------------------------

外務省

355
昭和十六年二月十七日

M-0338

寫

件名	木村局内地出張ニ關スル件
主管	通商局長 主任
大臣	次官
高裁案	昭和十六年二月二十三日 起案
注	決議ヲ經テ下キハ直ニ寫三通 ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ
今般進出第一號勸告木村局ラシテ自其後者同ニ成立セラルメリヤ スル協定及「セルロイド」協定存續交渉關係ニ關シ兼者ト會議セシ	

外務省

(日本標準規格 B 5)

次官
東亞局長
歐亞局長
亞米利加局長
南洋局長
通商局長
條約局長
調查部長
會計課長

M 2. 2. 0. /

昭和十六年二月十五日起 草 同 年 二月十七日 附發令	主管 人事課長	辭令案	大阪府及兵庫縣 出張ヲ命ス 外務省 木村夏雄(直)
--------------------------------	---------	-----	---------------------------------

外務省

記

356

M-0338

文書課長

注意 決裁手續等ハ直ニ第三通
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

高 裁 案
昭和二十一年三月廿二日起案
昭和二十一年三月廿二日決裁

主管 通商局長 主任 通商第二課長

大臣 次官



件名	木村屋内地出張ニ關スル件
今般通商局第一課勤務木村屋ラシテ日英業者間ニ成立セル「メリヤス」協定及「セルロイド」協定存続交渉繼續ニ關シ業者ト會談セシ	

(H 本標準規格 B5)

外務省

メ度ニ付來ル二月十七日ヨリ往後同二十一日迄五日間大阪、兵庫 ノ一府一縣ニ出張被命度
右仰高裁

(H 本標準規格 B5)

外務省

M-0338



次官 総務局長
 東亞局長
 歐亞局長
 通商局長
 南洋局長
 通商局長
 條約局長
 調査部長
 會計課長

昭和十六年二月十五日起 草
 同 年 月 十七日附發令

主管 人事課長 **勝**

354

外務省

辭令案

總領事 若松 虎雄

京都、大阪、兵庫及愛知ノ二府二縣へ出
 張ヲ命ス

木村島内地出張日程

二月十七日	東京	東京
十八日	神戶	日本英大小船出組會
十九日	神戶	日本セメントイノ在出組會
二十日	大阪	岩井商店、安宅會、日本鐵業ト會談
廿一日	大阪	

外務省

(日本標準規格B5)

M-0338





文書課長

注意 決裁手續を了し、直ニ第三通
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

高 裁 案

昭和十六年二月十四日起案
昭和十六年二月十四日決裁

主管 通商局長

主任 通商局第三課長

木 佐

次 官

件名 若松總領事内地出張ニ關スル件

英ニ「カルカッタ」ヨリ歸朝シ今開防日「アアガニスタン」經濟使節團
歸國歡迎事務主任ニ專任セラレタル若松總領事ヲシテ同經濟使節團

外務省

(日本標準規格 B5)

歡迎ニ關シ關係方面ト歡迎事務打合せ等々總務關係業者及雜費兼
者ト懸談セシメ度キニ付別記日程ニ依リ來ル二月十七日ヨリ同二
十三日迄七日間大阪、京都、兵庫、愛知ノ二府二縣ニ出張被命度
右仰高裁


外務省

(日本標準規格 B5)

M-0338

次官 秘書
 東亞局長 秘書
 歐亞局長
 亞米利加局長
 南洋局長
 通商局長
 條約局長
 調査部長
 會計課長 秘書
 分類 M.2.2.0.1

昭和十六年二月十五日起 草
 同 々 年 々 月 十七日 附發令

主管 人事課長 

辭令案

大使館一等書記官 林 出 賢 次 郎

中華民國へ出張ヲ命ス

353

外務省

若松總領事出張日程

二月十七日	東京
十八日	大阪
十九日	同
二十日	大阪、神戸
廿一日	神戸
廿二日	京都、名古屋
廿三日	名古屋、東京

補綴雜貨關係業者ト懇談

「アファガニスタン」經濟使節歓迎
 有關各方面ト事務打合せ

外務省

(日本標準規格B5)

文書課長

注意 決裁手續ダルトキハ直ニ寫テ
添へ文書課へ廻付セラレタシ

高 裁 案

昭和十六年二月十日 日起案
昭和十六年二月十五日 日決裁

主 管

東亞局長

主任

東亞局長第二課長
通商第三課長

大 臣

次 官

人事課長

會計課長

人
の
用



件名 林出一等書記官ノ身分ニ關スル件

在北京大使館林出一等書記官ハ近々東亞同文書院大學學生監ニ就職
ノコトニ内定セルニ付テハ差當リ現官ノ備上海ニ出張方發令相成候

外務省

(日本標準規格B6)

致 度

右仰高裁

外務省

(日本標準規格B5)

M-0338



